



報道関係者 各位

平成28年6月6日（月）

【照会先】

大分労働局雇用環境・均等室

室長 藤原 幹大

監理官 吉野 栄次

【連絡先】 097(532)4025

【FAX】 097(573)8666

「ゆう活」（夏の生活スタイル変革）に向けた取組を要請 ～大分労働局長が大分県経営者協会会長に要請～

大分労働局では、「大分労働局働き方改革推進本部」（本部長：^{なんぼまさのり}南保昌孝 労働局長）を設置し、県内の企業等における長時間労働の削減、女性の活躍推進等、働きやすい職場環境の実現に向けた取組を進めています。

こうした「働き方改革」の一環として、昨年から夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開したところです。

本年も、各企業が「ゆう活」の趣旨に沿った取組を行っていただくよう、大分労働局長から大分県経営者協会会長に要請します。

記

1 日時 平成28年6月9日（木）13:30 から

2 場所 大分県経営者協会 大分市中央町2-9-27 三洋ビル4階

要請の後、大分労働局長の趣旨説明に引き続いて、会長との意見交換となりますので、取材は、趣旨説明までとさせていただきます。報道関係者各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。



「ゆう活」とは、「ゆうやけ時間活動推進」の通称で、勤務時間が早まることで生まれる夕方の時間を豊かにしていこうという考え方から名付けられました。

ゆうやけ時に

悠々とした時間が生まれる。

友人と会える。

遊ぶ時間が増える。

家族で過ごす優しい時間ができる。

新しい人・モノ・ことと自分が結ばれる。

勤務時間が、1、2時間早まることで生まれる自分の時間で生活を豊かにしていこう。